平成２６年（フ）第４２９号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟812号
債務者　河合由香利（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
青森市南佃２丁目21番４号　県営住宅４―１―４
債務者　石戸　竹志
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字山田248番地
債務者　立松香奈子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４号
青森県八戸市小中野８丁目10番24号
債務者　中村　文子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1808ロイヤル松橋102号、前住所青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠６番地401
債務者　岩織　広志
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３１４０号
千葉県松戸市常盤平２丁目25　常盤平公団住宅１街区33棟204号
債務者　櫻井　晃一
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０２号
東京都台東区清川２丁目37―３　ビジネスホテルいすず
債務者　澤崎　幸一
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０３号
東京都台東区谷中５丁目９―20
債務者　下村　　悠
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１１号
東京都多摩市百草1224―８―201
債務者　岡野　孝志
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１２号
神奈川県伊勢原市東大竹１丁目15―15　シティハイムベルＡ―205号
債務者　石岡　良人
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１３号
千葉県浦安市猫実１―８―13　メゾンフォルテーヌＡ―101、住民票上の住所千葉県浦安市堀江１丁目27―１―303
債務者　百瀬　順子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２２０号
神奈川県川崎市高津区諏訪３丁目16―３―205　バロンハイツ玉川苑Ⅰ
債務者　生垣伸太郎
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２２１号
東京都杉並区本天沼３丁目40―21　ブランシヤトレ―２―Ａ
債務者　兜山　知貴
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２２７号
東京都世田谷区上北沢４丁目16―７―305
債務者　福田　耕治
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２２８号
東京都江戸川区北小岩２―34―１―504、住民票上の住所東京都江戸川区平井１丁目13―１
債務者　関口　博之
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部